第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	電磁的記録をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	書面をいう
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等）	提出等）並びに民事執行規則第十五条の十二第三項において準用する同規則第十五条の八
	読み替える	、民事執行規則第十五条の十二第三項において準用する同規則第十五条の八中「同条の文書の写し」とあるのは「第十五条の十二第二項において読み替えて適用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百五十五条第一項	電子判決書が当該裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子判決書の改変を防止するために必要な措置を講じなければ	判決書に署名押印しなければ
第百五十五条第二項	電子判決書に前項の措置を講ずることに	判決書に署名押印することに
	、同項の措置を講ずるに先立って、当該電子判決書にその事由を記録しなければ	判決書にその事由を付記して署名押印しなければ
第百六十三条第一項	書面又は電磁的記録	書面
	記載し、又は記録して	記載して
	付記し、又は記録する	付記する